

### 第3回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年2月6日(月) 13:30～15:50

2. 開催場所：日本電気協会 4階 A会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：濱名・田中(東京電力), 浪越(北海道電力), 間嶋(北陸電力), 内富(中国電力), 石井(四国電力), 佐野(日本原電), 坂元(関西電力), 須河内(電源開発) (計9名)

委員代理者：佐久間(東北電力・青木), 榊原(中部電力・榊田), 水口(九州電力・藤井) (計3名)

欠席：多田(北海道電力) (計1名)

事務局：福原, 長谷川(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.3-1 第2回 運転管理検討会 議事録(案)

資料 No.3-2 原子力発電所の運転マニュアル作成指針(JEAG4801)の改廃について

資料 No.3-3 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(仮称)(JEAC)制定と教育・訓練指針(JEAG4802)の改訂にあたっての検討事項

参考資料 No.3-1 合否判定等業務等に関する規定(東京電力)

参考資料 No.3-2 第7回運転保守分科会議題に関する意見

参考資料 No.3-2-1 原子力発電所の運転マニュアル作成指針(JEAG4801)の改定着手について

参考資料 No.3-2-2 「JEAG4802-2002 原子力発電所運転員の教育・訓練指針」の改定について

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数13名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて12名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日, 代理出席の佐久間氏(東北電力・青木委員代理), 榊原氏(中部電力・榊田委員代理), 水口氏(九州電力・藤井委員代理)の会議参加に検討会主査から承認された。オブザーバ参加者はなかった。

(3) 議事次第と配布資料の確認について

事務局より, 配布した議事次第と資料が紹介された。

( 4 ) 前回議事録の確認について

資料 3-1 に基づき、事務局より、前回の検討会議事録(案)が紹介され、文中の JEAG No.を修正した上で、本内容について承認された。

( 5 ) JEAG4801「原子力発電所の運転マニュアル作成指針」廃止提案の検討

須河内委員より、前回、持ち帰り検討となった電源開発の検討結果が以下のとおり、報告された。

JEAG4801 の改廃については、他社と同様、廃止されても「問題なし」という結論に至った。現状、設計段階から JEAC4111 に従って設計対応しており、今後運転に向けても保安規定や社内規定に基づいて運転マニュアルを作成していくので、運転マニュアル作成の基本事項だけの内容である JEAG4801 は利用価値が低い。

この結果と参考資料 No.3-2 に基づき、以下のような議論がなされた。

前回の運転・保守分科会では、本指針の使用に関して議論が交わされ、「使用されていない又は使用する予定のない指針を改定する必要性はない。形骸化した指針であれば削除すべき。」といった提案の趣旨が厳しく問われた経緯があることから、資料 No.3-2 を用いて次回の運転・保守分科会で説明することにした。

炉規則では運転マニュアルの作成ガイドラインは謳っていない。事業者が定める保安規定には記載されているとしても、個々のマニュアルの存在は法規制体系の中にあるべきではないか。

炉規則ではアウトラインしか示しておらず、規制体系としては、国が認可している保安規定で規制している。

保安規定の中で規制されているのであれば、民間規格として二重で規制することはないのではないか。

JEAG4801 がないと、規制を満足できず運用でしかできないというものではない。

JEAG4801 は、品質保証が導入されてルール化されたことにより、当初の役割は終わったのではないか。

規制の仕方も変わってきている。

**本指針の廃止提案については、廃止に関する論点について、運転・保守分科会(2/23)までに整理する。**

( 6 ) JEAG4802「原子力発電所運転員の教育訓練指針」改定案の検討

資料 No.3-3 および参考資料 No.3-1 に基づき、田中委員より「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(仮称)(JEAC)制定」と「教育・訓練指針(JEAC4802-2002)」の改定に当たっての検討事項が以下に示され、それぞれに議論した。

- ・ 試験に筆記試験を導入する。
- ・ 判定機関を第3者機関とする。

- 1) 筆記試験の具体的な運用についての検討を行い、以下の事項を想定して検討を進めることにした。この他にもあると思われるので、継続検討とすることになった。

筆記試験は、資料 No.3-3 の 1.(2)一～三号について、問題数は各 20 問、四者択一、時間は 2 時間とする。

口答試験は、資料 No.3-3 の 1.(2)四号について、4 名の試験委員で 5 問程度とする。合否は、筆記試験、口答試験併せての判定とする。合格基準は、各号について 25 点満点中 15 点以上、合計点が 100 点満点中 80 点以上とする。

1 日で筆記試験、口答試験を行う。(人数が多い場合、口答試験は 2 日になる。)

- 2) 第三者機関の要件や、第三者機関の業務範囲についての検討を行い、今後も継続検討とすることになった。

事業者第三者機関を選べる(使える)権限があり、第三者機関の要件は規格にて定め、それに合致した機関を選定することになる。

第三者機関を判定機関として指定する手順も必要ではないか。

要件としては、独立性(出資関係等)、品質保証体制、合否判定能力か。

業務範囲としては、試験判定業務、経歴確認や統括的な事務局業務もやってもらうことになるか。

- 3) 参考資料 No.3-2 の改訂方針策定に際しての留意事項に対する対応を検討し、以下のように対応していくこととした。

1),2),5)は、訓練の方策・体系として、一つにまとめて検討する。運転員の「資格」に関する実情を各社確認した上で、検討する。今週中に田中委員まで連絡する。

3),4),7)は、意見の趣旨の確認が必要。

3)は、JEAG4802 の活用状況を各社に確認する。今週中に田中委員まで連絡する。

6),7)は、この意見もふまえて次回以降検討していく。

#### (7) その他

- 1) 事務局より、個人情報の管理に係る事項を原子力規格委員会 運営規約 細則に追記することを次回原子力規格委員会に提案する旨の連絡があった。分科会審議事項であるが、電子メールでの送信を「bcc」にするか、「宛先又は CC」にするかを決定してもらう。また、運営規約 細則が承認された段階で、委員全員に「委員情報の確認」通知発信を行う予定である。
- 2) 事務局より、第 15 回基本方針策定タスクでの議論を踏まえて、規格策定活動の計画立案(具体的な活動内容・検討項目、5 年間程度の改訂時期等)の依頼があった。
- 3) 次回(2/23)の運転・保守分科会には、坂元委員、田中委員に出席してもらう。
- 4) 次回検討会は、本日の検討事項を整理した上で、別途連絡する。

以上